



水辺空間とことん活用プロジェクトについて

概要 河川敷地占用許可に係る規制が緩和され、平成23年4月から都市及び地域の再生等に資する目的で民間事業者が河川敷地を利用できるようになりました。埼玉県では、この制度を活用して水辺空間に「新たな魅力」と「賑わい」を創出する「水辺空間とことん活用プロジェクト」を推進しています。

利用方法 オープンカフェ、イベント広場、バーベキュー場、移動販売、船着場など

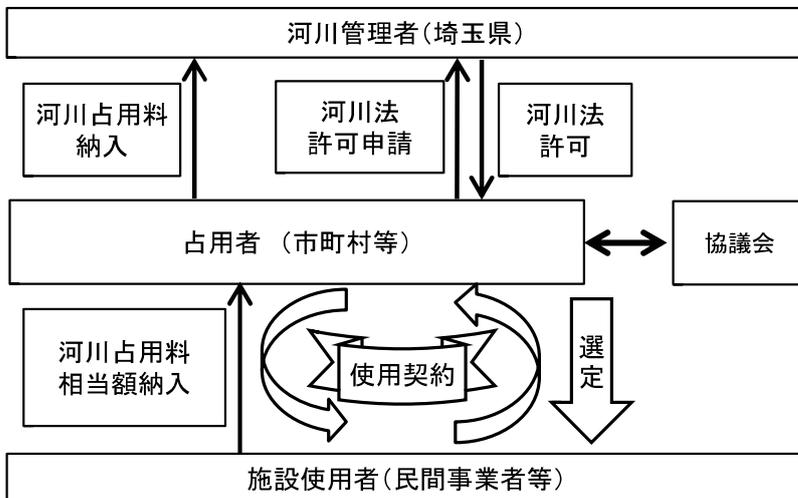


場所 埼玉県が管理する一級河川（151河川）の区域 ※ 治水上支障のない区域に限る。
（参照「埼玉県河川図」の青色の河川）

許可期間 10年以内（更新も可能）

- ポイント**
- ① 市町村等が中心となり協議会を設置します。
（場所や営業内容等に関する”地域活性化の方針”を地元等と調整します。）
 - ② 地域振興のために営業活動できる区域（都市・地域再生等利用区域）を知事（河川管理者）が指定します。
 - ③ 占有者が民間事業者等へ貸し出します。 ※本県では、原則、市町村等公的団体が占有者となります。

■手続きの流れ



○河川占用料

	区分	占用施設の例	占用料
1	建物の敷地の用に供する土地	飲食店、売店、オープンカフェ等	年額 360円/㎡
2	工作物の敷地の用に供する土地	移動販売車、簡易販売施設（テント、屋台等）、自動販売機 飲食店等に付帯する軽易な設置物（イス、テーブル等） イベント施設、洗い場、便所等	年額 160円/㎡
3	河川敷地を原形のまま占用させる土地	広場、キャンプ場、バーベキュー場 及びこれらに附属する駐車場等	年額※ 1500円/a

※1a(7-ル)=100㎡、端数はa単位で切り上げ

問い合わせ先 埼玉県県土整備部水辺再生課 総合調整・地域連携担当
電話048-830-5112(直通)
制度等の詳細については、埼玉県水辺再生課ホームページをご覧ください。

都市・地域再生等利用区域における占用許可手続き等の流れ

